

## 神南一丁目北地区都市計画原案意見交換会のお知らせ

日頃より渋谷区のまちづくりに、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和7年12月に開催した神南一丁目北地区都市計画素案意見交換会では、皆さまから貴重なご意見をいただきました。区では、意見交換会でのご意見を踏まえ、都市計画の原案を作成しました。この原案について、渋谷区まちづくり条例第37条の規定に基づき、下記のとおり、意見交換会を開催するとともに、令和8年3月2日から令和8年3月23日まで縦覧を行います。

ご多忙のこととは存じますが、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

### 記



#### 1 渋谷区ホームページ上の動画配信（音声付説明動画）

- (1) 配信日時 令和8年3月2日（月）から令和8年3月23日（月）まで  
(2) 掲載場所 渋谷区ホームページ

[https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kankyo/shuhens-machizukuri/kento/jinnan1\\_machidukuri.html](https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kankyo/shuhens-machizukuri/kento/jinnan1_machidukuri.html)

【トップページ > 環境・まちづくり > 渋谷駅周辺地域のまちづくり

> 検討中のまちづくり（渋谷駅周辺）> 神南一丁目北地区まちづくり】

#### 2 会場実施：事前予約制で会場での意見交換会を開催いたします。

- (1) 日時 令和8年3月10日（火）14時から15時30分まで  
(2) 場所 渋谷区役所 14階 大集会室  
(3) 内容 上記動画配信と同じ内容となります。  
(4) 参加方法 参加をご希望される方は、裏面記載のお問い合わせ先に3月9日（月）までにお電話にてご連絡ください。

#### 【神南一丁目北地区都市計画原案に関する縦覧・意見書の提出について】

渋谷区まちづくり条例第37条第4項の規定に基づき、都市計画の原案の公告及び縦覧を行います。

渋谷区まちづくり条例第37条第5項及び第6項の規定に基づき、都市計画の原案の内容について、ご意見がございましたら、意見書に意見・住所・氏名・連絡先・当該案件に利害関係がある場合はその内容をご記入の上、以下のとおりご提出ください。

※意見書様式については令和8年3月2日（月）に渋谷区ホームページに公表する予定です。

※いただきましたご意見の要旨と回答は、後日、渋谷区ホームページ等に公表する予定です。

※誹謗・中傷であると判断されるご意見等については公表いたしません。

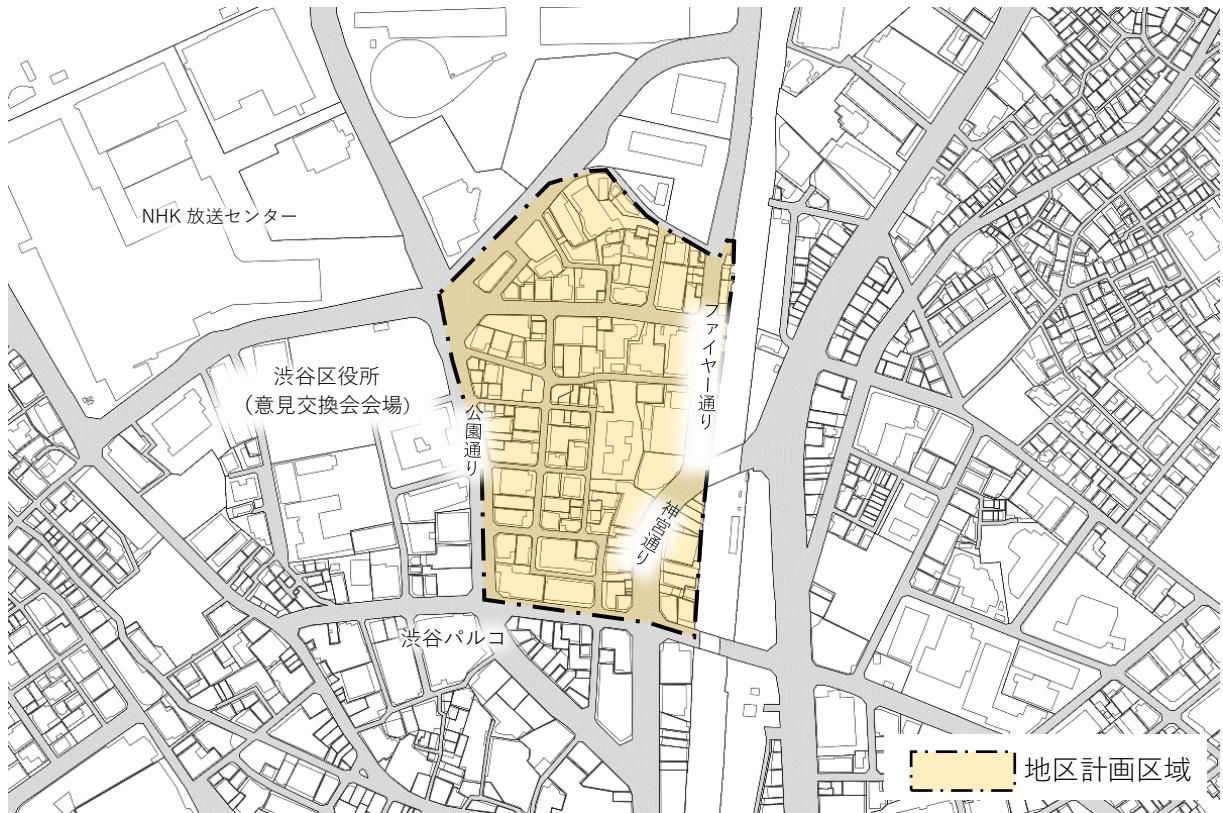
- (1) 縦覧期間 令和8年3月2日（月）から令和8年3月23日（月）まで  
※意見書の提出は、3月23日（月）まで（消印有効）  
(2) 縦覧場所 渋谷区役所本庁舎11階 都市計画課  
(3) 提出方法 郵送、持参、FAX（03-5458-4915）  
(4) 提出先 〒150-8010（住所不要）渋谷区役所本庁舎11階 都市計画課宛  
(5) 意見書を提出できる方

ア 「神南一丁目北地区地区計画（変更）」について、

地区計画区域内（裏面記載）の土地所有者及び利害関係のある方

イ 「神南一丁目地区第一種市街地再開発事業」について、渋谷区民の方及び利害関係のある方

## 神南一丁目北地区地区計画（原案）の区域



※ このお知らせは、地区計画区域内を対象に配布しています。

### このお知らせに関するお問い合わせ先

渋谷区 まちづくり推進部 渋谷駅周辺まちづくり課 担当：西村、野中、井古田、廣田

電話：03-3463-2628

住所：〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1番1号

FAX：03-5458-4918

Mail：[sec-toshisaisei@shibuya.tokyo](mailto:sec-toshisaisei@shibuya.tokyo)

※携帯・スマートフォン等からのメールは、セキュリティ上受信できない場合がございます。

※当意見交換会について、お電話でのご意見は受付しておりません。ご了承下さい。